

香芝市告示第 2 5 4 号

香芝市高齢者防犯電話購入補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市高齢者防犯電話購入補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者を対象とした特殊詐欺被害を未然に防止することを目的に、防犯機能を備えた電話用機器（以下「防犯電話」という。）の購入及び設置をする高齢者に対し、予算の範囲内において香芝市高齢者防犯電話購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香芝市補助金等交付規則（平成 1 1 年規則第 6 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、防犯電話とは、電話による特殊詐欺被害等を未然に防ぐことを目的に製造された機器であって、次の各号のいずれかに該当する迷惑電話防止機能を有する機器をいう。

- (1) 電話の着信時に、相手方に警告音声を発する機能を有し、通話中に自動的に通話内容を録音する機能
- (2) 迷惑電話番号データベース（警察、自治体等から提供された迷惑電話番号のデータベースであって、着信拒否を判別するための電話番号情報が逐次蓄積されるものをいう。）に登録された情報により、迷惑電話番号からの電話を自動判別して着信を拒否し、又は着信ランプ等で警告表示する機能
- (3) 非通知着信に対して着信を鳴らさない機能
- (4) 音声アナウンスによる注意喚起を行う機能

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定により香芝市（以下「市」という。）の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 交付申請日において満 6 5 歳以上である者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 香芝市暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 1 4 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等と密接な関係を有しない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯電話の購入費及びその設置に直接要する費用とする。ただし、付随するサービスの加入及び利用に要する費用等は、含まないものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、5,000円とし、補助対象経費が5,000円に満たない場合については、補助対象外とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、香芝市高齢者防犯電話購入補助金交付申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第5号及び第6号に掲げる書類について公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 本人確認ができる書類
- (2) 購入機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書の写し
- (3) 購入機器の購入費及びその設置に直接要する費用を確認できる請求書等の写し
- (4) 支払が完了したことが確認できる領収書等の写し
- (5) 住民票の写し
- (6) 市税に滞納がないことを証明する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者の実績は、前項の規定による申請によって報告されたものとみなす。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、香芝市高齢者防犯電話購入補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 交付すべき補助金の額は、前項の規定による補助金の交付の決定をもって確定したものとみなす。

3 補助金の交付は、1補助対象者の属する世帯につき1回限りとする。

（補助金の請求）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、香芝市高齢者防犯電話購入補助金請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（調査への協力）

第9条 市長は、補助金の交付の対象となった防犯電話の使用状況等について、

調査を行う必要があると認めた場合は、受給者に協力を求めることができる。

（対象機器の譲渡等の禁止）

第10条 受給者は、補助金の交付の対象となった防犯電話について、適正に使用し、購入日から起算して5年間は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、売却、廃棄等の処分をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 天災等による破損等、受給者の責めに帰すべき事由以外の事由により防犯電話を処分するとき。

(2) その他市長が認めたとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に香芝市高齢者防犯電話購入補助金交付要綱（令和4年4月1日施行）の規定により補助金の交付の申請をし、又はその決定を受けている者は、この要綱の規定により補助金の交付の申請をし、又はその決定を受けている者とみなす。

第 1 号様式（第 6 条関係）

香芝市高齢者防犯電話購入補助金交付申請書

年 月 日

香芝市長

香芝市高齢者防犯電話購入補助金について、次のとおり申請します。

1 申請者の情報

住 所			
フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
氏 名			
電話番号	— —		

2 購入機器の内容

購 入 機 器	メーカー名	
	商 品 名	
	型 番	
購 入 日	年 月 日	
補 助 対 象 経 費	金 円	
補 助 金 交 付 申 請 額	金 5 , 0 0 0 円	

備考 補助対象経費の欄には、購入機器の購入費及びその設置に直接要する費用を記入してください。

3 誓約欄

- ☐ 転売を目的として防犯電話を購入していません。
- ☐ 防犯電話の購入日から5年以上当該電話を使用します。
- ☐ 香芝市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等と密接な関係を有していません。

4 同意欄

- ☐ 市が私の住民登録状況及び市税の納付状況について、関係公簿等を調査することに同意します。

添付書類

- ☐ 本人確認ができる書類（個人番号カード、運転免許証等の写し）
- ☐ 購入機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書の写し
- ☐ 購入機器の購入費及びその設置に直接要する費用を確認できる請求書等の写し
- ☐ 支払が完了したことが確認できる領収書等の写し
- ☐ 住民票の写し（上記同意欄にチェックを入れた場合は、添付不要です。）
- ☐ 市税に滞納がないことを証明する書類（上記同意欄にチェックを入れた場合は、添付不要です。）

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長 印

香芝市高齢者防犯電話購入補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市高齢者防犯電話購入補助金
について、香芝市高齢者防犯電話購入補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、
次のとおり通知します。

交付決定金額 金 5, 0 0 0 円

第 3 号様式（第 8 条関係）

香芝市高齢者防犯電話購入補助金請求書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた香芝市高齢者防犯電話購入補助金について、香芝市高齢者防犯電話購入補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 金 5, 0 0 0 円

振込先

支 払 機 関 名				預 金 種 別		口 座 番 号					
銀行 農協 信金	支店			普通・当座・その他（ ）							
	店 番			フリガナ							
				口座名義人							

備考 口座名義人の欄には、請求者本人の氏名を記入してください。

添付書類

☐ 振込先が分かるもの（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）